

# チェンバレンによる『古事記』の訓みと英訳

—その敬語意識を中心として—

高橋 憲子

## I. はじめに

『古事記』の最初の完訳は明治15年(1882)に初版された英国人のB. H. チェンバレン(B. H. Chamberlain)英訳の*KO-JI-KI or "Records of Ancient Matters"*である。この書はサー・アーネスト・メイソン・サトウ(Sir Ernest Mason Satow)の祝詞の英訳(*Ancient Japanese rituals and the revival of pure Shinto*, 1878-1881)や、W. G. アストン(W. G. Aston)の日本紀の翻訳(*A history of Japanese literature*, 1899)と共に日本の古代文学への関心を世界へ促す先駆けとなった。

チェンバレンは明治6年(1873)から30年以上日本に止まり、その間の明治19年(1886)から健康上の理由で職を辞する明治23年(1890)まで東京帝国大学の日本語学教授を務めている<sup>(1)</sup>。日本の英学生のために「英語変格一覧」(1879)を著したことや、アイヌ語や琉球語の研究でも知られる。また*Japanese poetry* (1893-1910)では万葉集歌や古今集歌等数十首を英訳し、古代の和歌を世界に紹介している。また、明治23年(1890)初版の*Things Japanese* (『日本事物誌』(高梨健吉訳))は、日本の習慣や日本人の特質などを西洋人としての目で見据えた内容で、何度も版を重ねる等、当時幅広い読者層を集めた。

*KO-JI-KI or "Records of Ancient Matters"*は当時の国学者や国文学者達からも大きな関心を集め、その序("Introduction")は日本語に翻訳され、木村一步訳の『英訳古事記誘導篇』や飯田永夫訳の『日本上古史評論—原名英訳古事記』<sup>(2)</sup>が出版されている。特に『日本上古史評論』には当時の学者、田中頼庸、小中村清矩、栗田寛、木村正辞、黒川真頼、飯田武郷の評が頭注として記され、これがこの書の特色となっている。この序の中で、チェンバレンは『古事記』を日本固有の事実を知る上での重要な書と認め、古代日本の風俗習慣・言語・歴史などの典拠を『古事記』に求めている。また、主なる注釈書や研究書(本居宣長『古事記伝』、『訂正古訓古事記』、度会(出口)延佳『鼈頭古事記』、平田篤胤『古史徴』及び『古史傳』、橋守部『稷威道別』、谷川士清『日本書紀通証』、契沖『厚顔抄』等)にも言及し、例えば本居宣長に関して、翻訳に際しては宣長の訓みを是認しないが、『古事記伝』は「感賞すべき貴重なる著述で日本文学上に誇示するを得る者」("the most admirable work of which Japanese erudition can boast")と記している。序中の「翻訳の方法の事」<sup>(3)</sup>("Methods of Translation")の項では、翻訳上での注意すべき事柄や困難な点に言及する。

本稿では、『古事記』の文章をチェンバレンがいかに訓んだかという観点から、敬語表現を中心に

英語訳を検証し、『古事記』研究史上へのチェンバレンの貢献を明らかにしたいと考えている。その過程において、必要に応じて、以下の英訳書も参考にする。

- 磯邊彌一郎『The Story of Ancient Japan or Tales from the Kojiki – 古事記物語』（1928年発行）<sup>(4)</sup>
- KOJIKI Translated with an Introduction and Notes, by Donald L. Philippi（1969年発行）<sup>(5)</sup>

## II. 『古事記』の文体および訓法

序（“Introduction”）では六項目に分けて、日本の風俗習慣や文学研究などに関するチェンバレンの所見を記しているが、「第一 古事記の信ずべき事及其性質又異本評説」（“The Text and its Authenticity, Together with Bibliographical Notes”）の末尾に『古事記』の文章について言及する。

『古事記』の散文は「日本語に読下し得へき頗る陋劣なる漢文を以て是を写したり」であり、その文体は「半は日本語に読み下し半は漢語に読み下すべき為に作りたるもの、如し」だと考えるが、日本の学士たちは、「この旧典たる貴き古事記は始めより専ら日本語に読下すべき為に作れるものなり」と主張し、特に本居氏は「上古の日本語を他の書中より詮鑿して古事記の全文に盡く其訓を附し〔\*論語と千字文の題号と朝鮮人支那人姓名の名の外は（要約高橋）漢音に読むものなからしめん〕と心配りをしている。しかし、自分は「アストンの説<sup>(6)</sup>に拠り、本居氏の此の訓法は第八世紀の頃日本の史学家か古事記の本文を読たる訓法とは異なり」と考えている。

このポイントは、宣長の「『古事記』は純粹なる古言で訓み下すべき」という主張に対し、『古事記』には日本語に読み下すところも、漢語に読み下すべきところもある、という自説を述べている点である。この自説を踏まえ、次の「第二 翻訳の方法の事」の冒頭では、「余輩か本書を翻訳するは原文を基礎とし、諸家各氏の私訓は勿論本居氏の訓点にすら拠らざればなり。この故に本居氏が名詞又は動詞の首尾に加へたる尊称の語に心をとめずしてただつとめて字句のままに本文を移すことに力を尽しぬ」と翻訳方針の根幹を述べている。『日本上古史評論』のこの第一項から第二項にかけての頭注に、当代の国学者、小中村清矩<sup>(7)</sup>が評を添えている。小中村は、やはり『古事記』は日本語として読むべきものであるとして、チェンバレン説を否定しながら、その一方で、『古事記』は「うるはしき古言」で書かれたはずだと神聖視した宣長の考えに対しても慎重な立場をとっている。当時、主流であった宣長説の見直しを迫った点においても、チェンバレンが学界に及ぼした影響の大きさを推し量ることができるだろう。

改めて宣長の考えを確認しておきたい。宣長は「<sup>カキザマ</sup>文体の事」（『古事記伝』）において次のように述べている。

先<sup>ヅ</sup>大御国にもと文字はなかりしかば、……〔\*外国の〕其<sup>ノ</sup>文字を用ひ、その書籍の語を借て、此間の事をも書記<sup>カキシル</sup>すことにはなりぬる。……漢文のかたは、たゞありに拙げなるは、ひたぶるに古<sup>ノ</sup>語を傳ふることを旨とせる故に、漢文の方には心せざる物なり、

古のこトバを伝えることが目的であるので、漢文には心を尽くしていないと述べている。さらに、「<sup>ヨミザマ</sup>訓法の事」では阿禮の誦習にも言及し、

阿禮が誦<sup>ウカベ</sup>たる勅語'旧辞を撰録すとあるは、古語を旨とするが故なり、……古語を違へじとは、いよ、書<sup>キ</sup>取<sup>リ</sup>がたき故に、まづ人の口に熟誦<sup>ツラツラヨミ</sup>ならはしめて後に、其'言<sup>マニマ</sup>の隨<sup>カキシル</sup>に書録さしめむの大御心にぞ有<sup>リ</sup>けむかし、……

まず、その勅語の目的は、古語を間違えずに書き取ることは難しいので、まず人の口からすらすらと誦みならわしてから、その言葉のままに書き記す方法を採用したのだと言う。阿禮の誦習は当時のことば、つまり古言で暗誦されたものとし、従って『古事記』の訓法は漢文をそのまま訓読するのではなく、「漢のふりの<sup>マジ</sup>厠らぬ、清らかなる古語を求めて訓むべし」と説く<sup>(8)</sup>。

当時は宣長が古事記研究の第一人者としての名声を得ており、津田左右吉による「訓読説」（『神代史の新しい研究』1913年）が出るまではその古言暗誦説に基づく訓みが趨勢を占めていた。小中村清矩のような中間的な見方もあったようであるが、積極的に異論を唱えたのはチェンバレンやアストン等の西洋人のみであったようである。その後、『古事記』の訓法についての研究が進み、宣長の訓法に対して倉野憲司氏などによる批判が起こる<sup>(9)</sup>。

チェンバレンが「原文」と称している『古事記』の文章は各説話により漢文体に近いもの、または和文体に近いものがあり、総じて変体漢文体（和文体漢文）で書かれている。西宮一民氏は、この「変体漢文体」<sup>(10)</sup>について、「〈漢文体〉を基盤として、それを日本語の文法に合はせて部分的に歪曲したものであるから、述作者太安萬侶は読者に対して、和文として読ませることを意図したものであることを示してゐると考へられる」<sup>(11)</sup>とし、また、安萬侶が純和文で読んで欲しいと考えたと推察される箇所は、すべて、和文体に近い文体ないしは変体漢文体で記していると理解できるから、純漢文体で記された箇所までも純和文で読めと要求しているのではないと説く。さらに、西宮氏は「古事記は訓読さるべく書かれた」のであるから「原文に即して忠実に訓むことが第一である」と結論づけている（前掲注11, 232頁）。その後、宣長説擁護論<sup>(12)</sup>も出てくるが、多くの研究は倉野氏や西宮氏のような宣長訓批判を土台にして進んで行くことになる。アストンやチェンバレンの批判から半世紀以上も経って、日本人の研究者達の中に宣長の訓みに対する批判が湧き起こってきたことは見過ごせないことである。

西宮氏の「原文に即して忠実に訓むことが第一である」という説と、チェンバレンの「翻訳に際しては原文を基礎とする」という判断が表現的には極似していることは注目に値する。実際、チェンバレンは『古事記』をいかに訓んだのか。敬語表現にかかわる英訳を中心に、チェンバレンの「原文に即して忠実に訓む」ということがどのようなことなのかを宣長訓との比較において検証する。

### Ⅲ. 『古事記』の敬語表現と英訳

チェンバレンはその翻訳方針として、宣長が名詞又は動詞の首尾に加えた尊敬語は無視して、原文の字句のままに本文を移す、と主張しているが、実際に原文に記述された敬語表現や、また尊敬の意味を含む文字に対してどのような処理を行ったのであろうか。宣長は『古事記』の敬語表現について、特に同じ言語が続く場合を「訓法の事」で以下のように記す。

同言のいく處にもあるを、……其例をいはば、成坐流神之御名者といふ語を、成神名とも、所成坐神名とも、所成神御名とも書たるが如き、所<sup>ナリマセルカミノミナ</sup>字坐<sup>ハ</sup>字御<sup>クハシ</sup>字、たがひに略きもし、詳くも書るにて、皆同語なり、……また上巻に天照大御神の詔に、如<sup>ミコト</sup>拜<sup>ゴト</sup>吾<sup>イツクガ</sup>前<sup>アガミマヘテ</sup>云々、中巻に大物主<sup>クハシ</sup>神之御言に、令<sup>シメバイツカ</sup>祭<sup>アガミマヘテ</sup>我御前<sup>アガミマヘテ</sup>者云々、これも御<sup>ミ</sup>字略ける方にも、必<sup>ホカ</sup>添<sup>ナズラ</sup>へて訓べきこととし、凡て御坐賜奉などの字は、多くは略けるに、……、餘をも准へ訓べし、……

つまり先に敬語を添えて表記された語は次の語では敬語表記されていない場合でも、敬語を添えて訓読するべきと述べている。上記宣長の指摘のいくつかを例に取り上げ、チェンバレンの英訳との比較を行う。

(1) 「ナリマセルカミノミナ」について

- ① 於<sup>ミ</sup>高天原<sup>ミ</sup>成神名<sup>ミ</sup>，天之御中主神。（「ナリマセルカミノミナ」）[別天神段]

※原文は日本古典文学大系『古事記』の表記に拠るが、音注・訓注は省略する<sup>(13)</sup>。なお、囲み線や下線の部分の宣長の訓みを（「」）内に示す。[囲み線・下線高橋]

[The names of the Deities that] were born in the Plain of High Heaven when the Heaven and Earth began were the Deity Master-of-the-August-Centre-of-Heaven<sup>(14)</sup>,

- ② 此三柱神者、並獨神<sup>ミ</sup>成坐<sup>ミ</sup>而、隱<sup>ミ</sup>身也。（「ナリマシテ」）[別天神段]

These three Deities were all Deities born alone, and hid their persons.

- ③ 於<sup>ミ</sup>御涙<sup>ミ</sup>所成<sup>ミ</sup>神<sup>ミ</sup>，坐<sup>ミ</sup>香山之畝尾木本<sup>ミ</sup>，名<sup>ミ</sup>泣澤女神<sup>ミ</sup>。（「ナリマセルカミ」）[火神被殺段]

there was born from his august tears the Deity that dwells at …… and whose name is the Crying-Weeping-Female-Deity.

- ④ 初於<sup>ミ</sup>中瀬<sup>ミ</sup>墮迦豆伎而滌時，所<sup>ミ</sup>成坐<sup>ミ</sup>神名<sup>ミ</sup>，八十禍津日神。次大禍津日神。此二神者，所<sup>ミ</sup>到<sup>ミ</sup>其穢繁國<sup>ミ</sup>之時，因<sup>ミ</sup>汚垢<sup>ミ</sup>而所<sup>ミ</sup>成神<sup>ミ</sup>之者也。（「所成坐神名（ナリマセルカミノミナ）」は異例だが、イザナキノ命・イザナミの命の記事では、すべて「所成神」とある。）[禊祓段]

and, as he washed, there was first born the Wondrous-Deity-of-Eighty-Evils, and next …. These two Deities are the Deities that were born from the filth [he contracted] when…

- ⑤ 於<sup>ミ</sup>吹棄氣吹之狭霧<sup>ミ</sup>所<sup>ミ</sup>成神御名<sup>ミ</sup>，多紀理毘賣命。亦御名，謂<sup>ミ</sup>奥津嶋比賣命<sup>ミ</sup>。（「ナリマセルカミノミナ」）[天安河の誓約段]

[the Heaven-Shining-Great-Deity] blew them away, were Her Augustness Torrent-Mist-Princess, another august name for whom is Her Augustness Princess-of-the-Island-of-the Offing;

『古事記伝』では「成神」「所成神」を「ナリマセルカミ」と訓み、「所成神御名」「所成坐神名」のように「名」がつくと「ナリマセルカミノミナ」と訓んでいる。藤井信男氏は「成坐」を「ナリマシテ」、「所成坐神名」を「ナリマセルカミノミナ」と宣長と同様の訓みをしているが、「成神名」を「ナルカミノナ」、「所成神」を「ナレルカミ」、「所成神御名」を「ナレルカミノミナ」と読むべきとし、「叙述に差異のあるのは、その因る所の区分が明確であって、雑然といりまじっているわけではない。したがって、しいて同じ読み方に統一するのは妥当ではない」<sup>(15)</sup>と述べている。これに関してチェンバ

レン訳は、「御名」と表記されている箇所のみ“august name”としているが、「所成」「所成坐」を区別せず、すべて“be born”式の英訳をしている。⑤は文章の流れで、“be born”とも訳さない英語になっている。さて、「坐」は尊敬の補助動詞であるが、それを考慮しないのは、原文に忠実な態度と言えるのだろうか。

(2) 「アガミマヘ」について

- ⑥ 詔者、此之鏡者、專爲<sub>レ</sub>我御魂<sub>ニ</sub>而、如<sub>レ</sub>拜<sub>ニ</sub>吾前<sub>ニ</sub>、伊都岐奉。(「アガミタマ」「アガミマヘ」)  
 (次思金神者、取<sub>レ</sub>持前事<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>政。此二柱神者、拜<sub>ニ</sub>祭佐久久斯侶伊須受能宮<sub>ニ</sub>) [天孫降臨段]  
 and charged him thus: “Regard this mirror exactly as if it were our august spirit, and reverence it as if reverencing us.”

『古事記伝』に「吾前とは、大御神の現御身の大御前なり」とあるが、藤井氏は「「吾前」「前」とは、私の謙称であり、つまり、我と同じことである。」(前掲注15)と述べる。チェンバレン訳は「吾前」を“us”，「我御魂」を“our august spirit”<sup>(16)</sup>と複数形にしている。注に“if the mirror were to be taken to represent the spirit of both Deities...”と書かれていることを考えると、続く「此二柱神者……」の箇所で『古事記伝』に「此二柱とは、大御神の御魂實の御鏡と、思金神の御靈實とを指<sub>シ</sub>て申せり」<sup>(17)</sup>と記してあるので、チェンバレンはこの鏡が天照大御神と思金神の御霊を負うものだと考えて複数形にしたのではないか。

(3) 「御・坐・賜・奉などの字は、多くは略けるに」について

宣長は上記のように述べているが、確かに『古事記』には、同語が続く場合、「御」をどちらかの語で省略しているようである。

「御」の場合：

- ⑦ 其夜者、不<sub>レ</sub>合<sub>ニ</sub>而、明日夜、爲<sub>ニ</sub>御合<sub>ニ</sub>也。(「アハサズテ」「ミアヒシタマヒキ」) [八千矛神の歌]  
 Quamobrem eâ nocte non coierunt, sed sequentis diei nocte auguste coierunt.

- ⑧ (爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命) 答白、僕者將<sub>レ</sub>降装束之間、子生出。名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命。此子應<sub>レ</sub>降也。此御子者、御<sub>ニ</sub>合高木神之女、萬幡豊秋津師比賣命<sub>ニ</sub>生子、(「ミコアレマシツ」「コノミコラクダスベシト」「コノミコハ」) [天孫降臨段]  
 [Then the Heir Apparent ...] replied, saying: “While I have been getting ready to descend, there has been born [to me] a child whose name is .... This child should be sent down.” for this august child, he was augustly joined to Her Augustness ..., daughter of ...:

- ⑨ 爲<sub>レ</sub>刺<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>天皇之御頸<sub>ニ</sub>、三度擧而、不<sub>レ</sub>忍<sub>ニ</sub>哀情<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>刺<sub>ニ</sub>頸<sub>ニ</sub>而、泣涙落<sub>ニ</sub>溢<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>御面<sub>ニ</sub>。(「オホミクビ」「エサシマツラズテ」) [垂仁記]

Then the Empress tried to cut his august throat with the stiletto; but..., she could not cut the throat for ..., and she wept tears, which fell ... [the Heavenly Sovereign’s] august face.

⑧⑨ともに、原文では同語の一方の接頭辞「御」を略しているように見受けられる。宣長は⑨の「不能刺頸而」は「エサシマツラズテ」と訓み、「頸」を訓んでいない。すべてミを添えて訓むだけでなく、

このような訓み方もしている。チェンバレンは「御」の字の部分のみ“august”と英訳する。

⑦はラテン語訳を行っている。婚姻の場面など、ラテン語で翻訳している箇所が散見する。

「坐」の場合：

⑩ 故、伊邪那美神者、因<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>火神<sub>一</sub>、遂<sub>ニ</sub>神<sub>一</sub>避<sub>レ</sub>坐也。(「カムサリマシヌ」)[神々の生成段]

So the Deity the Female-Who-Invites, through giving birth ..., at length divinely retired.

「神避坐也」について、『古事記伝』には「この神てふ言は、<sup>カムツドヒ</sup>神集・<sup>カムホザキ</sup>神祝・<sup>カムヤラヒ</sup>神逐・<sup>カムハカリ</sup>神議などの神にて、凡て神の御上のことに附<sub>ケ</sub>云<sub>フ</sub>言なり」とある。「坐」は多く自動詞に接する敬語の補助動詞である<sup>(18)</sup>。英訳は「神」を“divinely”としているので、この場合、「坐」の敬語表現は必要ないかもしれない。

「賜」の場合：

⑪ 此之御世、定<sub>二</sub>賜<sub>一</sub>海部、山部、山守部、伊勢部<sub>一</sub>也。(「サダメタマフ」)[応神記]

In this august reign were graciously established the Fisher Tribe, the Mountain Tribe, the Mountain Warden Tribe, and the Ise Tribe.<sup>(19)</sup>

⑫ 此天皇之御世、爲<sub>二</sub>大后石之日賣命之<sub>一</sub>御名代<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>葛城部<sub>一</sub>、……爲<sub>二</sub>若日下部王之<sub>一</sub>御名代<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>若日下部<sub>一</sub>。(「サダメタマヒ」[サダメタマヒキ]) [仁徳記]

In the august reign of this Heavenly Sovereign the Kadzuraki Tribe was established as the august proxy of the Empress, Her Augustness Iha-no-hime. ... and the Waka-kusaka Tribe was established as the august proxy of King Waga-kusake-be.

⑬ 僕者無<sub>二</sub>邪心<sub>一</sub>。唯大御神之命<sup>(20)</sup>以、問<sub>二</sub>賜<sub>一</sub>僕之哭伊佐知流之事。(「トヒタマヒシ」)[スサノヲの命の昇天段]

“I have no evil intent. It is only that when the Great-August-Deity [our father] spoke, deigning to enquire the cause of my wailing and weeping

⑪の「定賜」は“graciously”として天皇に対する敬意を表しているのに対し、⑫「定」は単に“established”と簡潔に英訳している。文字を一つずつ英訳することで敬意表現をも組み込むことができる用例である。⑬は、“deigning to”と「恐れ多くも～」の意味を込めて英訳する。

「奉」の場合：

「賜」と「奉」とでは意味・用法が逆になる。上位から下位へが「賜」、下位から上位へが「奉」。

⑭ 故、問<sub>二</sub>賜<sub>一</sub>之時、答白、僕者國神、名猿田毘古神也。所<sub>一</sub>以出居<sub>二</sub>者、問<sub>二</sub>天神御子天降坐<sub>一</sub>故、仕<sub>二</sub>奉<sub>一</sub>御前<sub>一</sub>而、參向之侍。(「トハセタマフ」[ツカヘマツラム]) [天孫降臨段]

So to this gracious question he replied, saying “I am an Earthly Deity named the Deity Prince of Saruta. The reason for my coming here is that, ..., I have come humbly to meet him and respectfully offer myself as His Augustness’s vanguard.”

『古事記伝』に「仕奉御前而とは、書紀に、<sup>アレサキダチテミチビキマツラム</sup>吾先啓行とあるこれなり」とある。チェンバレンは「仕奉」を“respectfully offer myself”や“respectfully serve you”（建御雷神段）と英訳している。



(4) 「詔」「告」「白」について

西田直敏氏は、「古事記は、会話文、即ち人物の発言部分の明瞭な文章である」とした上で、発言を示す言葉について、「下位者から上位者への発言には、「白」「奏」、上位者から下位者への発言には、「告」「詔」、その他幅広く、「謂」「言」「云」「語」「曰」が用いられている<sup>(21)</sup>と述べている。この西田氏の説明に則ると、「言」は『古事記伝』では「まをしたまはく」と訓んでいるが、文字の持つ意味通りに訓むならば「言ひしく」となるのであろう。

「黄泉の国」段のイザナキの命とイザナミの命の別れの場面の会話は、その二神の発言が「詔」と「言」に区別され、『古事記』の中での二神の立場が明らかにされるが、チェンバレンは“said”（言）“replied”（詔）と尊敬の意味を含む文字には頓着していない。もっとも宣長の「能流とは、人に物を云と聞すことなり、己が名を人に云と聞すを、名告と云にて知べし」（国土の修理固成段）という説明や「ノリタマフ」や「マヲス」と訓む（「訓法の事」）という指示だけでは、これらの文字特有の敬語意識を明確に示しているとは言えないであろう。

- ⑮ 伊邪那美命<sup>言</sup>、愛我那勢命、爲<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>此者、汝國之人草、一日絞<sup>レ</sup>殺<sup>レ</sup>千頭<sup>レ</sup>。爾伊邪那岐命<sup>詔</sup>、愛我那邇妹命、汝爲<sup>レ</sup>然者、吾一日立<sup>レ</sup>千五百産屋<sup>レ</sup>。（「言（マヲシタマハク）」「詔（ノリタマハク）」「愛我那勢命（ウツクシキアガナセノミコト）」「愛我那邇妹命（ウツクシキアガナニモノミコト）」）[黄泉の国段]

And Her Augustness the Female-Who-Invites said: “My lovely elder brother, thine Augustness! ..., I will in one day strangle to death ...” Then His Augustness the Male-Who -Invites replied: “My lovely younger sister, Thine Augustness! ..., I will in one day set up ...”

また、立場による表記の使い分けとして、八俣遠呂智段のササノヲの命と足名椎の会話の発言を例に取上げる。

- ⑯ 問<sup>賜</sup>之汝等者誰<sup>レ</sup>。故、其老夫<sup>答言</sup>、僕者國神、大山津見神之子焉。僕名謂<sup>レ</sup>足名椎<sup>レ</sup>、……亦問<sup>レ</sup>汝哭由者何<sup>レ</sup>、<sup>答白言</sup>、我之女者、自<sup>レ</sup>本在<sup>レ</sup>八稚女<sup>レ</sup>。是高志之八俣遠呂智、每<sup>レ</sup>年來喫。……爾速須佐之男命、<sup>詔</sup>其老夫<sup>レ</sup>、是汝之女者、奉<sup>レ</sup>於吾<sup>レ</sup>哉、<sup>答白</sup>恐亦不<sup>レ</sup>覺<sup>レ</sup>御名<sup>レ</sup>。爾<sup>答詔</sup>、吾者天照大御神之伊呂勢者也。……（「トヒタマヘバ」「マヲス」「トヒタマヘバ」「マヲス」「ノリタマフ」「マヲセバ」「コタヘタマヒキ」）[八俣遠呂智段]

he deigned to ask: “Who are ye?” So the old man replied, saying: “I am an Earthly Deity, ...” Again he asked: “What is the cause...?” [The old man answered] saying: “I had...” Then His-Swift-Impetuous-Male-Augustness said to the old man: “wilt thou ...?” He replied, saying: “..., but I know not thine august name.” Then he replied, saying: “I am elder brother ...”

チェンバレン訳では、ササノヲの命の「問賜」は“deigned to ask”と「賜」の英訳を加え、「問」は“asked”，足名椎の「答言」は“replied, saying”，「答白言」は“answered, saying”，「答白」は“replied, saying”と、整然と『古事記』原文の字句の通り英語に置き換えられていて問題ないと思われるが、ササノヲの命の「詔」も“said”，「答詔」は“replied, saying”で、「詔」の敬語表現には無

関心である。

さらに、⑮「黄泉の国」段の会話文が「愛我那勢命」, 「愛我那邇妹命」と尊敬の意を含む「命」をつけて呼び合っていることに注目したい。いくら上代といえども、夫婦間で敬語で呼び合うことに違和感を感じる<sup>(22)</sup>。こういう所に『古事記』の文体の特異性があり、口承の名残りとも言われる所以である。チェンバレン訳は“My lovely elder brother, thine Augustness! “My lovely younger sister, Thine Augustness!”と原文を律儀に英語に置き換えたもので、フィリップパイ訳の“O my beloved husband,”, “O my beloved spouse,”や磯部弥一郎訳『古事記物語』の“My beloved elder brother”, “My beautiful younger sister,”に比べるとそのごちなさが際立つ。しかし、『古事記』自体がごちなない文体で書かれているのであって、チェンバレンは「字句のままに本文を移す」方針を貫くことにより、その英訳に『古事記』の文体を伝えているように思われる。

その他、『古事記』の敬語表現について気がついたところを取上げてみる。

まず、神の発言に関しては、

「我御心」“my august heart” [スサノヲの命]

「御身之禊」“the purification of my august person” [イザナキの命]

次に天皇及び皇子の発言に関して、

「將獻大御食之時」“was about to present the great august food” [[垂仁記] ホムチワケの命]

「大御寝也」“fell greatly and augustly asleep.” [履中記]

「御」はつかないが神や天皇の言葉で尊敬を含む語の場合、

「汝命者、所知海原矣。」“Do Thine Augustness rule the Sea-Plain.” [イザナキ→スサノヲ]

「此八千矛神、將<sub>レ</sub>婚<sub>ニ</sub>高志國之沼河比賣<sub>ニ</sub>幸行之時、」“This Deity-of-Eight-Thousand-Spears, when he went forth to woo the Princess of Nuna-Kaha, in the land of Koshi,” (「八千矛神の歌」)

「從其地廻幸到熊野村之時」“when ... made a progress round from thence, and reached the village of Kumanu,” [神武記]

「御」や「大」と表記されている場合、チェンバレンは自動的にと言ってよいほど、“august”や“great”という英語を使っている。「所知」(シラス)は『古事記伝』に「国を治有ちたまふこと」とあるので、“rule”でよいとして、「所」や「坐」に敬語の意味があるということを知らなかったのだろうか<sup>(23)</sup>。「幸行」については、「行賜を云古言なり」と『古事記伝』に記してある。「幸行」を“went forth”, 「廻幸」を“made a progress round”としていて、「幸」を「進む」意味と解釈しているようである<sup>(24)</sup>。敬語表現ではないが、字句のニュアンスを取り入れた英訳だと思う。どこまで敬語表現にこだわるか、英訳の難しいところである。

#### IV. まとめ

チェンバレンが『古事記伝』の解釈を土台にして翻訳を行っていることは明らかであるが、英訳を行う場合、訳者が原文の意味を正しく把握していれば良いのであって、『古事記』の文章が漢文体で



あろうと変体漢文体であろうと、純粹なる古言で訓もうとそれほど関係はなさそうである。そういう翻訳作業を通して「半は日本語に読み下し半は漢語に読み下すべき為に作りたるもの、如し」と考えた可能性はある。また、宣長の訓法通りに敬語を添えて英訳するとしたら、その煩雑さはいかほどであったろうか。そこで、「余輩か本書を翻訳するは原文を基礎とし、……この故に本居氏が名詞又は動詞の首尾に加へたる尊称の語に心をとめずしてただつとめて字句のままに本文を移すことに力を尽しぬ」とその翻訳方針（“Methods of Translation”）を定めている。

チェンバレンが敬語表現をどう英訳したかであるが、実際、「定賜」「問賜」などは、単に字句のままを英語に置きかえることによって、敬語を表現できる。また、『古事記』の中で敬語表記を制御していると思われる、例えば「御頸」の後に「頸」と続く場合などは、チェンバレンの翻訳方法に適っている。近年になって『古事記』の訓法について原文表記に沿って訓むことを説く研究者も増えてきて<sup>(25)</sup>、チェンバレンの方法は近年の研究者たちの訓みに比較的近いところにあったと言える。

確かに宣長の訓みには不要の敬語表現が多いと思われるが、チェンバレンの「字句のまま本文を移す」方法にも難が見られる。原文に文字として表記された敬語（補助動詞など）を英語に置きかえるのならば、文字の中で敬語の意味を含む文字—「所成神」「成神名」「所成神御名」「所成坐神名」の場合の「所」「坐」や、「詔」など—にもう少し注意をはらった方がよかったように思う。また、「愛我那勢命」「我那邇妹命」などの敬称の場合は問題がないが、「御言」の意味を持つ「命」（本稿注20）の英訳にも理解のあいまいさが窺える。こうした点は、宣長の説明が明確でなかった点に拠るところも大きいと思う。「幸」の場合は字句の意味を取り入れた英訳を行っていて、英訳としての的確さは確保できていると思う。どこまで敬語表現を追及するかという問題はあるが、チェンバレンの方法ならこの場合もやはり敬語表現を加えた方が良いのではないか。

藤井信男氏は論考「古事記研究史上のチェンバレン」<sup>(26)</sup>の中で、『日本上古史評論』が刊行されると、学者たちの間でも「チェンバレンの説を支持するものも、反対する人もあった」と記し、批判的な一人として本居豊穎の名を挙げている。

近来英人チャンバレン氏の古事記の英訳といふものあり。原書は読むこと能はざれども、その和訳書を以て考るに、英人にして此書を貴重の古伝、信用すべき古書と見たるは感服の至りなれど、往々其解を謬れる事も寡からず。<sup>(27)</sup>

本稿では、チェンバレンの敬語表現のみに焦点を絞って英訳を検証したわけであるが、それだけでもチェンバレンの英訳に関する強い意志と『古事記』というテキストへの敬愛の念を感じとることができる。婚姻の場面をラテン語訳にするなど、やはり日本神話の真髓を理解しきれていないと感じる部分もあるが、そういった面に違和感を抱いてチェンバレンの業績に目を被うことは『古事記』研究において決してプラスにはならないと思う。

チェンバレンの『古事記』の英訳が偉業であったことは疑いが無いが、今となっては『古事記』研究史にどれほどの貢献をしたかという程度であろう。しかし、当時、宣長の所説を受け容れながらも、従えないところは自説を貫いたということは、彼が『古事記伝』ばかりでなく当時の注釈書や研究書

類を読みこなし豊かな学識を有していたからこそ成し遂げられたことだと思う。

- 注(1) チェンバレンの経歴に関する情報は、重久篤太郎「五. 王堂 チェンバレン略傳」（『日本近世英学史（増補版）』名著普及会、1941年、1982年11月）に拠る。
- (2) 飯田永夫訳『日本上古史評論—原名英訳古事記』（國語傳習所、1888年4月、1898年10月）
- (3) 以下“Introduction（序）”中の項目名及び引用文は『日本上古史評論—原名英訳古事記』の日本語訳に拠る。
- (4) 磯邊彌一郎は英文学者で、1888年に私立の英語学校、国民英学会を創立している。磯邊は自書の序文でチェンバレンの業績に敬意を表した上で、自国の書物を自分たちの手で翻訳し、外国に正しく自分たちを理解してもらうことの必要性を訴えている。そしてまた、わが国の青少年に対し自国の神話や伝統を伝えることの重要性にも言及している（『慶応義塾出身名流列伝』三田商業研究会編、実業—世界社、1909年6月）。しかし、磯邊の英訳は『古事記』の原文をそのまま訳したのではなく、当時のジャーナリスト渋谷玄耳の執筆になる『三體古事記』を英訳したものである。渋谷玄耳は『三體古事記』（1930年）序の中で、古事記は我が祖先の思想と行跡を伝えた日本民族の聖書であるとした上で、この書を著した理由として、『古訓古事記』に対し当時の通用語で対訳を試み、普通教育程度の者が読めるように試みたと記している。[\*内容は『古事記』の文章に概ね則っているが、若干違いが見られる箇所がある。（高橋注）]
- (5) D. L. フィリップパイ（Donald L. Philippi）は1957年の来日以降は國學院大學に就学し『古事記』、祝詞やアイヌの詩集を翻訳している。チェンバレンは原則として『古事記』原文の文字表記を忠実に英語に置き換える方針を貫いているが、フィリップパイは文字表記を解釈した上で、翻訳するという方法をとっている。
- (6) アストンは自著の *Grammar of the Japanese Written Language* の Appendix I で「黄泉の国訪問譚」の一節を取り上げ、原文に『古事記伝』の訓みをカタカナで付し、次にローマ字訓みを提示した上で英訳を行なっている。しかし、その注に、『古事記伝』の訓みは『古事記』が書かれた時の本物の和語としては受け入れがたい（Motowori's attempt to restore the Japanese as it was read is shown in the *katakana* to the right of the Chinese characters, but there are many places where his version cannot possibly be correct, and it is impossible to accept it unreservedly as genuine Japanese of the period when the *Kojiki* was written.）、と言及している。
- (7) 小中村清矩（こなかむら きよのり）（文政4年12月30日（1822年1月22日）- 明治28年（1895年）10月11日）は、国学者・日本史学者。明治12年（1879）、『古事類苑』編纂に従事し、明治15年（1882）、東京大学教授・東京学士会院会員となり、明治19年（1886）、帝国大学法科兼文科大学教授に就任、併せて『古事類苑』編纂委員長となった。正五位。
- (8) その後も、「誦習」については柳田国男（『妹の力』）等の暗誦説や津田左右吉（『神代史の新しい研究』）等の訓読説があるが、近年では単なる暗誦説や訓読説ではなく、さらなる解釈が重ねられている。たとえば、小島憲之氏は、阿禮の役割として「文字に即して一定の動かない訓を覚え、これを口で正しく伝えることを「習ふ」（訓練する）のが「誦習」の一部とみるべき」（小島、『上代日本文学と中国文学 上』塙書房、1962年9月、168～173頁）と説いている。倉野憲司氏、西宮一民氏等の説も、この主旨に外れるものでない（倉野、『古事記全註釈』第一巻、序文篇、三省堂、1973年12月、195頁／西宮、新潮日本古典集成『古事記』289頁）。さらに、金井清一氏（金井、「古事記序文私見—稗田阿礼の誦習したもの—」『国語と国文学』1982年11月号／『古事記・王権と語り』1986年7月）も、天武朝における《文字のことは》と《声のことは》の二元論を説く西條勉氏（西條、『古事記の文字法』笠間書院、1998年6月、150頁）も書かれた物とそれを和語で読むという方向性には変わりはない。
- (9) 倉野憲司氏は、「宣長は言葉を重んずる余り、その言葉を書き表している文字は存外軽視して訓んでいる傾向がある。」と指摘し、また敬語表現についても「宣長は身分の高下に拘わらず、両者を混用している。補助動詞タマフの濫用の如きはその尤なるものである」（日本古典文学大系『古事記』倉野憲司校注「凡例」、1958年、1986年7月）と批判している。
- (10) チェンバレンの言う「日本語に読下し得へき頗る陋劣なる漢文」は、所謂「変体漢文体」のことを指す

と思われる。これについて、近年では築島裕氏が「日本語を漢字によって表記するために用ゐる形式の一つであつて、奈良時代又はそれ以前に既に、平安時代以後と同じやうに、「変体漢文」なる日本語表現形式が存したと認めても良いのではないか」（築島、「変体漢文の構想」『平安時代の漢文訓読語につきての研究』1963年、1965年3月）と論じている。

- (11) 西宮一民「古事記の訓読」（『日本上代の文学と表記』風間書房、1970年、1988年9月、222頁）
- (12) 神田秀夫、小島憲之両氏がそれぞれ古事記の文章を仏典、漢籍との比較の方法で新しい論考を発表した（神田秀夫「古事記の文体に関する一試論」（『国語と国文学』第二十七卷第六号）、同補説（『国語と国文学』卷第二十七第八号）／小島憲之「古事記の文体」（『国語・国文』第二卷第三号）／神田秀夫「古事記の文体」に就いて」（『国語・国文』第20卷第三号））が、尾崎知光氏は、それら漢訳仏典からの影響を全面的に否定し、「かきざま」「ことばのさま」を問題とする。阿禮の誦習はかつて口誦された資料をよみがえらせたとき、「古事記の文体の研究には先づことばを復元することが第一の問題」と主張する。（尾崎、「古事記の文体に関する序説的考察」『名古屋大学文学部研究論集IV』文学2、1953年）
- (13) 英訳の引用部分は枚数の制約上、……と省略した箇所がある。
- (14) チェンバレンは序中の「翻訳の方法の事 (Methods of Translation)」の項で、自身の翻訳に対する姿勢について示し、その第七項目に「実に固有名は概ね皆原文に載せた記事に関係あるので、その神名と人名とに拘わらず総てこれを義訳し、又第二卷、第三卷においては総て固有名を義訳しない」と記述する。その方針に則り、「天之御中主神」を“the Deity Master-of-the-August-Centre-of-Heaven”と英訳する。フィリッパイは“Ame-No-Mi-Naka-Nusi-No-Kami”のように日本語の訓みのまますをローマ字書きにするが、巻末に神の名義を記したリストを添付する。
- (15) 藤井信男「古事記と敬語意識—訓法上の一問題として」（『国語と国文学』東京大学国語国文学会、1974年5月号）
- (16) チェンバレンは注で「ここは原文では天照大御神の魂のみを指す」と断っている。フィリッパイは“This mirror – have [it with you] as my spirit, and worship it just as you would worship in my very presence.”と英訳する。
- (17) この二柱の神については諸説があり、倉野憲司氏は宣長と同説（古典大系『古事記』）、西宮一民氏は「ニニギノ命と思金神」（古典集成『古事記』）、西郷信綱氏は「猿田毘古とアメノウズメ」（『古事記注釈』）、その他となっている。
- (18) 西宮一民氏（『古事記』訓読の論『万葉』第九十四号、1977年4月）も同様の見解を示している。さらに、山口佳紀氏は「上接動詞が自動詞の場合にはマス（イマス）が用いられ、他動詞の場合にはタマフが用いられるのが古態であり、その後、次第に混同されるに至ったものという見通しを立てることが可能である」（山口、『古事記の表記と訓読』1995年9月、432頁）と述べている。
- (19) フィリッパイは“During this reign, the Ama-Be, the Yama-Be, the Yama-Mori-Be, and the Ise-Be were established.”と、「定賜」の「賜」を英訳するという方法はとらない。大体において敬語表現を切り捨てている。
- (20) 「大御神之命以」の「命」を“spoke”と敬語表現を加えずに英訳している。『古事記伝』の「命は御言なり」という注をチェンバレンが見ていないはずはないであろう。「於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神。」（修理固成段）は“Hereupon all the Heavenly Deities commanded the two Deities... ordering them to “make, consolidate, and...” と的確な英訳をしている。
- (21) 西田直敏「古事記会話文の敬語表現」（『国語語彙史の研究（七）』和泉書院、1986年12月、83頁）
- (22) 倉野氏は「上代は男女夫婦共に対等の敬語を使ひ合つてゐた。」（倉野憲司『古事記全註釈』第2巻、三省堂、1974年8月、209頁）と述べているが、そう決め付けてよいものかどうか。「愛我那勢命」「愛我那邇妹命」は『古事記』「黄泉の国」訪問譚に五ヶ所見られる。この表記を伴う文章について、小島憲之氏の「何れにしても上代に於ける日常一般の口頭会話よりは違つたものと云へよう」（小島憲之「第四章 古事記の文学性」（『上代日本文学と中国文学—出典論を中心とする比較文学的考察』塙書房、1962年9月））としている

のが的を得ていると思う。

- ②3 三矢重松氏は「所」に「崇敬」の意を認める（三矢、『古事記における特殊なる訓法の研究』1925年、70～72頁）が、西宮一民氏は「所」はすべて助字としての用法であり、尊敬として考えられる例は全く無い」とその考え方を否定している（西宮、『日本上代の文章と表記』1970年、108頁）。上記の説を踏まえた上で、山口佳紀氏は「古事記において「所」字で尊敬の<sub>ス</sub>を表したものは、シラス・トリハカス・オモホスに限られていると考えられる」（山口、『古事記の表記と訓読』1995年9月、439頁）と述べている。
- ②4 例えば、大国主神段の「其八十神、各有<sub>下</sub>欲<sub>レ</sub>婚<sub>二</sub>稻羽之八上比賣<sub>一</sub>之心<sub>上</sub>、共行<sub>二</sub>稻羽<sub>一</sub>時、」は“Each of these eighty Deities had in his heart the wish to marry the Princess of Yakami in Inaba, and they went together to Inaba,”と、「行」は単に“went”と英訳されている。
- ②5 藤井信男氏は、表記されている場合と表記されていない場合とを、強いて同じ訓み方に統一すべきでないという立場をとる（前掲注15）。西宮一民氏も、敬語接頭辞の「御」について、「御子」の表記に従って、「子」をミコと訓むという考え方は誤りであり、「御」とあればミと訓み、なければ訓み添えない、とする（新潮日本古典集成『古事記』309頁）。山口佳紀氏は「古事記のような変体漢文体において、表記し得る敬語補助動詞が表記されない場合、表記されないことに意味を認めるのが正当な態度であろう」（山口、『古事記の表記と訓読』445頁）と記す。
- ②6 藤井信男「古事記研究史上のチェンバレン」（『古事記年報』（三）、古事記学会、1956年6月）
- ②7 本居豊穎「学事の評論」（『本居雜居』下巻、明治37年4月、明治38年3月）。本居豊穎（もとおりとよか）（天保5年（1834）4月28日－大正2年（1913）2月15日）は、明治期の国学者。本居宣長の義理の曾孫にあたる。